

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年6月30日 13時10分ごろ
発生場所	沖縄県金武中城港中城湾新港 金武中城港中城新港西防波堤東灯台から真方位332°570m付近 (概位 北緯26°18.7′ 東経127°51.9′)
事故の概要	補給艦搭載艇（船名なし）は、南東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年8月28日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	補給艦搭載艇 船名なし、8.405トン（基準排水量） なし、防衛省
乗組員等に関する情報	艇長、操縦小型1級（防衛省基準） 機関長
負傷者	軽傷 1人（機関長）
損傷	プロペラ翼に欠損、プロペラガードに破損及び舵柱に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、艇長及び機関長ほか1人が乗り組み、上陸員を沖縄県沖縄市泡瀬漁港へ移送した後、金武中城港内に錨泊中の補給艦に帰艦する目的で、艇長が、操舵スタンドの前に立って操船し、約7ノットの対地速力で東南東進していた。</p> <p>艇長は、事前に海図で調査して金武中城港中城新港第3号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の南側に浅瀬があることを知っており、本件灯浮標を船首目標とし、同灯浮標を左舷正横に見て通過した後、補給艦に向かう予定であった。</p> <p>艇長は、補給艦に連絡する目的で携帯電話を機関長に渡し、機関長は連絡を行った。</p> <p>艇長は、本件灯浮標が左舷船首方に見えた頃、機関長が連絡を終え、右舷船尾方に振り返った態勢で携帯電話を受け取りながら補給艦からの回答を確認し、約15秒後に船首方に視線を戻した際、本件灯浮標を見失った。</p> <p>本船は、艇長が、本件灯浮標を見失ったまま同灯浮標が左舷船首方にあると思い、同じ速力で航行を続けていたところ、間もなく、本件灯浮標の南側の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。</p> <p>機関長は、本船が乗り揚げた衝撃で口唇上擦過創及び口腔内裂創を負った。</p>

	<p>本船は、艇長が、主機を始動させると振動が発生したので、自力航行ができないと判断して補給艦に本事故の発生を報告した後、補給艦の内火艇にえい航されて帰艦した。</p> <p>艇長は、右舷船尾方を振り返った際、舵輪が右方に振れ、本船が本件浅瀬に向かっていたことに気付いていなかったと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約0.6mであった。</p>
分析	<p>本船は、東南東進中、艇長が、右舷船尾方を振り返った際、舵輪が右方に振れて本件浅瀬に向けた針路となり、また、船首方に視線を戻した後、船首目標としていた本件灯浮標を見失ったまま航行を続けたことから、本件浅瀬に向かっていていることに気付くことなく、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、東南東進中、艇長が、右舷船尾方を振り返った際、舵輪が右方に振れて本件浅瀬に向けた針路となり、また、船首方に視線を戻した後、本件灯浮標を見失ったまま航行を続けたため、本件浅瀬に向かっていていることに気付くことなく、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、航行中、見張り及び操船の妨げとなる作業を行うことなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。また、船首目標や船位を見失った場合、減速又は停止して船位及び針路を確認すること。